第明治三十五種郵便物認可

平成３０年（フ）第６５号
青森県上北郡横浜町字茅平61番地１
債務者　三国　宮子
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５１３号
名古屋市瑞穂区浮島町２番５号　キャッスルミニ神宮305号
債務者　阪本　龍一
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５６４号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字植中根28番地１　ＳｕｎＳｏｌｅｉｌ21―306号
債務者　木場　真理（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３６号
山口県周南市大字徳山3395番地カルム徳山107号
債務者　千原健次郎
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第４０号
山口県周南市室尾１丁目15番２―１号　サンファミールあいＡ―101号
債務者　橋岡加奈子
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第７８号
北海道苫小牧市旭町２丁目２番20―203号
債務者　村田　育美（旧姓羽沢）
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第８０号
北海道苫小牧市三光町５丁目21番49号パラドールⅢ101号
債務者　久野　　愛（旧姓杉山）
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第４４号
宮城県角田市君萱字名子内100番地
債務者　水野　貴之
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第２３号
茨城県牛久市ひたち野西３丁目34番地５（406）
債務者　福田　聡美
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
群馬県桐生市新里町新川3186番地８　ヒルサイドテラス　Ａ101、旧住所群馬県桐生市新里町新川3915番地１　カーサエルゴルドＢ101
債務者　本山　翔悟
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２４号
長野県諏訪市大字中洲2885番地１　フレグランス浜Ｃ102
債務者　飯田　誠一
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第２５号
長野県諏訪市大字四賀1898番地４　フォーブル赤沼203号
債務者　飯田　文子
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１５９号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町１丁目141番地
債務者　三嶋　晃弘
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７８号
静岡県富士市松岡454番地の１　サンライズＡ―103号
債務者　吉川真里子
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第７９号
静岡県富士宮市野中906番地の３　エイトペトウル205号室
債務者　赤池　峰幸
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５５５号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目16番16号
債務者　市川　和子
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係